

～文化と自然の保全継承と観光振興の両輪で進める～

平成大合併から20年

鶴岡市のまちづくりと

出羽三山

鶴岡市長 皆川 治

■ 観光振興の取り組み 「全ての道は出羽（DEWA）へ通する」

日本遺産「出羽三山生まれかわりの旅」の重点支援地域継続が決定

更に上位の「日本遺産プレミアム（特別重点支援地域）」認定を目指す。

アドベンチャーウィーク2025東北の誘致によるインバウンド推進

令和7年9月、欧米豪の旅行会社やメディアを招聘するアドベンチャーウィークが東北地方で開催。出羽三山で宿坊体験や参拝、商談等を実施。

令和8年夏「JR東日本重点共創エリア」に庄内エリアが決定

令和8年7月から9月までの3か月間、JR東日本グループと庄内エリアの自治体が広域に連携し「山形庄内」夏の観光キャンペーンを展開。

JR東日本の協力により、約700駅でのポスター掲示やテレビCMの実施、旅行会社商談会などの取組みを実施



この夏は、月山の水不足解消プロジェクト
「ワンモアボトルキャンペーン」へのご協力をいただき、
ありがとうございました！（8月20日現在 796名、967ℓのご協力）

■ 鶴岡市の維持及び向上すべき歴史風致

◆ 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の概要 (通称:歴まち)

魅力と地域活力に満ちた鶴岡らしいまちづくりの推進

固有の歴史と伝統を反映した
「人々の活動」=人々の営み

» **歴史的風致** «

その活動が行われる
「歴史上価値の高い建造物及
びその周辺市街地」



・門前町手向地区と出羽三山参り
にみる歴史的風致



・出羽三山神社と祭礼にみる
歴史的風致

一体となって形成された良好な
市街地の環境

◆重点区域エリア:宿坊街を中心とした手向地区的全10集落及び祭礼行事に係る参道とスギ並木周辺

■ 鶴岡市の維持及び向上すべき歴史的風致

◆ 門前町歴史まちづくり推進事業の取り組み

1

宿坊街まちなみ
景観形成事業

- ✓ 景観保全ための修景整備に対する補助支援

・平成29年度～令和6年度(8年間)整備件数/50件 令和7年度/2件予定

整備前



整備後



2

宿坊街まち歩き
サイン設置事業

- ✓ 宿坊街周遊促進を目的とし、誘導するサインを設置

・平成30年度 14基設置
・令和7年度 6基設置予定



3

羽黒山スギ並木
保全活用事業

- ✓ 国指定特別天然記念物「羽黒山スギ並木」を含む、羽黒山参道及び歴史的景観の保全に向けた計画策定を行う「羽黒山スギ並木保全とまちづくり協議会へ支援

■ 今後の検討課題① 重要な文化的景観について

重要な文化的景観とは

文化的景観※のうち、**地方公共団体がその保存のため必要な措置を講じており、特に重要なものとして国が選定したもの**

※文化的景観とは
文化財保護法上、**地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの**

【必要な措置】

- ①景観法に基づく**景観計画区域又は景観地区**の中にある
- ②景観法などに基づく**条例**で、保存のための規制を定めている
- ③**文化的景観保存活用計画**を定めている
- ④文化的景観の**所有者又は権限に基づく占有者の氏名・名称と住所**を把握している

【受けられる支援】

- ・地方公共団体が行う事前調査や保存活用計画策定等への補助
- ・復旧、修景等への補助（地方公共団体が自ら行うもの又は所有者に対して行う補助事業）
- ・重要文化的景観の形成に重要な家屋・敷地の固定資産税の課税標準額が1／2の額

必要な措置に対する現状と対応

- ①【現状】手向地域（山下）は**景観計画区域内**※山上は**区域外**
【対応】現在の区域でいいか、拡充するか等、地元住民や関係者との協議・合意形成が必要
- ②【現状】鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例制定済み（H20.3.26）
- ③【現状】未策定
【対応】策定に必要な作業の整理
 - ・景観の価値の評価、保存に関する調査・分析
 - ・景観を構成する要素の候補選定
 - ・地域住民の関心拡大、普及啓発 等策定体制とコストの整理

参考) 長井市の例
H23 文化的景観調査検討委員会 設置
H26.3 長井の文化的景観調査報告書 刊行
H29.6 景観保存計画 策定
H30.2 国の重要な文化的景観に選定
R 2.5 景観整備活用計画 策定
H26～H30の事業費：約2,100万円

- ④【対応】①の決定を踏まえ調査

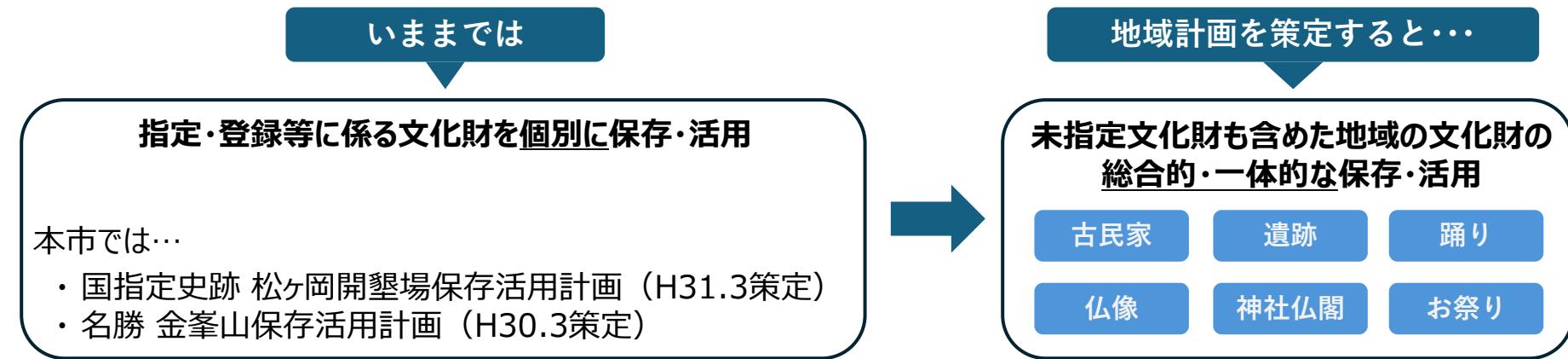
留意点

- ・構成要素が滅失・き損した場合や、価値に影響を及ぼす現状変更をする場合、国（文化庁）への事前協議のうえ、届出が必要
- ・市内の他の文化的景観になり得る地域への波及

■ 今後の検討課題② 文化財保存活用地域計画について

○地域計画とは

- ・未指定文化財も含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存活用に関するマスタープラン兼アクション・プラン



○策定の効果

- ・住民、民間団体など、地域総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制を構築し、文化財の存続につなげることが期待される
- ・国庫補助事業における優遇（5%加算）
(↑ 本市は歴史的風致維持向上計画策定済みのため、既に5%加算の優遇を受けている)

○全国及び山形県内の策定状況

- ・全国 210自治体 (R7.7.18現在)
- ・山形県 2自治体：寒河江市
山形市
長井市 (策定中)

自治体名	策定期間	指定文化財件数	事業費（万円）			
			1年目	2年目	3年目	合計
寒河江市	R2~4	207件	188	158	179	525
山形市	R4~6	223件	195	202	140	537
長井市	R5~	118件	388	545	383	1,316
鶴岡市		537件				

■ 【参考】京都市の取組みについて

◆ 公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団

- **目的** 京都の文化遺産を広く支援を得て保護し、正しく利用して、長く後世に保存・伝承する
- **設立** 昭和44年（1969年）12月（平成23年4月1日公益財団法人に認定）
- **役員等**

会長：京都市長、**理事長**：鉄道会社役員、**副理事長**：新聞会社役員

理事：観光協会、文化保存協会、銀行等 **評議員**：宮内庁、神社、仏閣、銀行等

顧問：京都市議会議長、京都府知事、商工会議所会頭等 **専門委員**：学識経験者（大学教授等）

- **財源** 助成金及び寄付金
- **事業**

・文化観光資源保護事業

神社・寺院の建築物、仏像などの美術工芸品の修理への助成
祭りなどの伝統行事、狂言などの伝統芸能に対する助成

・文化観光資源保護普及啓発事業

文化財講座や無形文化財特別公演などのイベントの実施、インターネットやSNSによる情報発信
伝統行事・芸能功労者表彰